

安部健夫著

西ウィグル国史の研究

本書は安部教授が二十数年前の処女論文（卒業論文）回鶻五城考をもとに、「夢ゆたかに構想の大きいロマン」としてまとめあげられた通巻六〇〇頁を越える堂々たる大著である。はじめ東方学報二十五周年記念冊（欧文版）のためのレジュメの台本をつくるという動機から手をつけられた研究が、このような形で公刊されるまでの苦心は、「はしがき」のうちに淡々とした筆致で述べられている。

安部教授といえは、以前は寡筆の学者でとおつていた。しかし、近年は健筆を振つて、次々に雄鷹力作を發表されるようになった。「渠成つて水到る」の感慨をもつのはひとり筆者だけではあるまいが、そのもつとも著しい事例が差当つては本書だともみられよう。

みずからの業績をいわゆる「西ウィグル国史」建設の地形工事にたとえ、「そのつまし

くも粗らけつりな地形工事人としての役割にだけは責任をもつ」という著者のことばのうち、並々でない自信の程がうかがわれるのも偶然ではあるまい。

東方学報二十五周年記念冊（欧文版・一九五四年刊）に収録された本書の第一章ないし第五章に当る *Where was the Capital of the West Uighurs?* といふ「さめかけたスープ」という著者にとつてはむしろ有難迷惑のふるまひではあるが、本書の要所々に挿入されているいきとどいた「要約」や「終章」の巧みな概括などを手がかりとして、このすぐれた労作の内容の一斑を紹介することも、専門家にはともかくも、一般読者にとつてはかならずしも無用の業ではあるまい。

「鉄勒とオグズ（袁紇）とウィグル（回鶻）」の三者の關係を論じ、いわゆる「西ウィグル」とは「何であるかを明かにした序章につづく第一章ないし第五章は、すでに一言したように、「西ウィグルの国はどこであつたか」という問題の究明に充てられている。この場合、「現存してわれわれの利用することのできる史料の資料や性質の關係上、第十三世

紀、すなわちモンゴル大カイン国の時代ないし元の時代のことから始めるのが便利である」とした著者は、第一章「元初のイディク・トたちとその都」では、「その国とモンゴル大カイン国との關係の移りゆき」で肉づけをしなが、元初の「五・六十年を通じて、ウィグル国ないしウィグル領の首都は終始ビシュバリク（北庭）にあつた」ことを論証する。ビシュバリク国都説は著者の創見ではないが、通行本の高昌王世勳碑をはじめとする元代中期以降の漢文史料に誤まれたカラホージャ国都説をこれほど徹底的に批判したのは著者の功績である。

第二章の「カイド・ヅワの乱とウィグル領の運命」では、モンゴル大カイン国の解体の原因となつたこの大反乱の経過とウィグル領の没落との關係を刻明に跡づけつつ、一二七〇年（至元七）、ウィグル王家いわゆるイディク・ト王家がビシュバリクからはじめてカラホージャ（高昌）に遷都したこと、しかしここも久しく持ちこたえることができないで、一二八〇年（至元一七）、カムール（今の哈密）に亡命したこと、しかもこの行在さえも二、三年後には失陥してついに甘肅に逃

れ、一二八四年(至元二一)、ようやく永昌の地におちつくにいたつたことなどを論証している。なかでも著者がもつとも力を入れたのはカラホージャ遷都問題であり、その論証をおして「西ウィグル史の理解ないし研究をしつこく妨げてきた二つの障害を克服することができた」とする。その一つは、通行本の高昌王世讎碑以下の元代史料に「かつては北庭」ビシユバリクこそウィグル人にとつて掛けがえのない『幸おう都』であつた事実がしばしば歪められ、ぼやかされ、はぐらかされてゐる事実であり、他はカラホージャの町の南部にあるイディクトーシャーリ(イディクトの町)の遺跡の存在である。なぜかといへば、イディクトーシャーリは至元七年以後に築かれたとすれば、何の不思議もないが、この事実が最初の文献的障害や宋の王延徳の紀行と結びつけられると、元初はもちろん、唐宋以来ずっとここに都があつたように考えられる危険性があるからである。

つづく第三章・第四章では、著者は一転して西ウィグル国史の発端に当る唐代にさかのぼる。第三章の「唐代の東ウィグルの西進とその拠点」はその前史で、「ヤグラカル朝の

はじめから、この(西域)方面の経略には十分の力をつくし、早くも初代の懐信カガンの時には、北庭」ビシユバリク近辺までを確実にその支配下においた。ついで、東ウィグル国としては七代目で、アチ王朝の初代に当る懐信カガン・クツルルクの時代ともなると、クルルク・チベットの勢力を押えて、遠くシル河に達するまでの大経略さえ行われた」とを結論し、「この懐信カガンこそ東方の文獻にみえる兀單」ト古罕、つまり西方の諸文獻にいう *Engin* であつて、元代にいわれるイディクト王家の始祖にはかならない。その *Batu* はおそらく(トルコ語の) *Batur* すなわち『樹瘦』のことで、かれの生誕時の奇祥にもつづいた綽名ではなかつたかと思われる」というブク・ハーン伝説の新解を提出したのち、さらに次のような諸事実を論証する。すなわち、ウィグル族の西域地方に対する支配力は懐信カガン以後もそれ程衰えず、「チベットとの力關係上、(その国家の重心がむしろしだいに)そちらにずれていく傾向さえあつた」こと、従つてまさかの場合には、西方こそウィグル族が「大手を振つて疎開できるほど」と唯一のではない

も、いちばん都合のよい場所であつた」と、しかもその西方地域のうちでも、ヤグラカル朝時代には北庭とその東方の浮圖川(ムルイ河)、とくに後者が主な前進拠点であつたのに、アチ王朝時代には北庭」ビシユバリクがこれに代わり、安西」クチャと懐信カガンの西征で關係づけられたベラサゲン(羅羅將軍城)がこれに ついだこと、ただ西州(高昌)だけは一時ウィグルの勢力下に入つたこともあつたが、チベットと始終その領有を争う状態だつたことなどである。第四章の「東ウィグル帝国の崩壊とその西遷」は、このよ

うな予備的考察の上に、従来あいまいだつた西走ウィグルの行方をつきとめようとしたもので、著者によれば「北庭」ベラサゲンのウィグルはその主流、つまり会昌の遭難後間もなくここに拠つたアチ氏の政權、安西」カラシャルのウィグルは、甘州のそれとともに、前王朝ヤグラカル氏の貴公子、もしくはヤグラカル氏の意のままになるものの擁立された政權であつた。北庭のウィグルは、八六六年(咸通七年、高昌地方をきりしたがえ、やがて安西ウィグルをもその傘下に吸収したものである。……九世紀の半ば以後、四一五

世紀の間、イスラム文献に、ウィグルではなく、専らトグズ・オグズ（九姓鉄勒）の族称で知られていたのは正しく非ウィグル系アチ氏のビシュバリク・ベラサグン政権が主流だった証拠である。」

こうして、唐宋の西ウィグルの国都はビシュバリクであつたし、元初にもまたそうであつたことを明かにした著者は、第五章の「遼宋時代の西ウィグルの国都」で、一一世紀の後半についても、同じ事実を証明しようとする。その最大の根拠はカシュガリの「ビシュバリクはウィグル人の最大の町だ」という所伝である。なぜかといえは、「最大の町」といえば、恐らく「それが当時の都であつた事実を伝えたもの」と考えられるからであるが、このビシュバリク一貫国都説は「ウィグル人の民族的な記憶力」によつても確かめられる。ここに「ウィグル人の民族的な記憶力」といふのは、ジュヅエイニの所伝や高昌王世勲碑・高昌偃氏家伝などに含まれている「元代のウィグル人が久しくもちつたえた国都についての伝説」にはかならない。ただし、この場合の高昌王世勲碑は通行本のそれではなくて、原碑により忠実だと考えられる

別伝のそれである。元代に活躍した約百人のウィグル人の本籍しらべも、またウィグル人の民族的な記憶力を補強する役に立つ。といふのは、表面上はどうであらうと、「読みかえ」の操作によつて、かれらの大半が「北庭人」であつたこと、ことに「世々」北庭人であつたことが証明されるからである。残るのは高昌が西ウィグルの都だつたと伝える王延徳の紀行やこれと符節を合する無名氏のフズード・アル・アーラムの所伝の批判と、マースデーがトグズ・オグズの都だつたと伝えるクーシャーニン *Maqan* の解釈であるが後者については、史実の一致・音韻の類似などを根拠として、ビシュバリクの漢訳名五城の唐音を伝えたものとみ、前者については、「政治的感覚の欠如した王延徳」や「ウィグル人でない遠方のベルシア人」の誤解を考え、阿多于越 *Atyue* という称号を手がかりとして高昌は北庭に隸属したヤグラカル氏の世領だつたであろうことを推定している。

これで「国都の所在問題」の検討を終つた著者は、第六章の「西ウィグル国の領域の素描」では従来「西ウィグル国の領域の四至がどうであり、また時代々々でどう變つて来た

か」ということがよく知られていなかったのは、「ビシュバリクないしカラホージャのウィグル王朝と、ベラサグンにあつたいわゆるイレク・ハン国、すなわちカラハン朝との関係がはつきりしていなかつたためである」としてその説明を行う。すなわち、ビシュバリク政権とベラサグン政権とはもともと宗家・分家の関係にあり、この関係はウィグル族の西走いらい「約百七十年の間つづいてきたが、十世紀の中ごろからベラサグン政権がイスラム化され、その結果マニ教徒もしくは仏教徒としてとどまつたビシュバリク政権との間の矛盾が爆発し、十一世紀のはじめにいたつて分裂を生じ、ついに東西に二分されるにいたつたものであらう」ことを論証したのち、統一の保たれていた初期・分裂を生じた中期・カラキタイ建国後の後期の領域の四至、ないしその変遷をたんに検討する。この間、カラハン朝カルルク説の批判、遊牧封建制論、イレクという称号の解釈などに注目すべき見解が示されている。

第七章の「ビシュバリクの形態とその位置」では、ビシュバリクは「五つの城」の総名ではなくて、「本城と四方の辺城から成る

一つの城市名」であつただろうことを推定し、従来の諸説を批判したのち、その現位置がグチェン（古城）にちがいないことを論証する。その根拠は(一)第五章にもふれられている「五城」の唐音→マスピーディの *Yusian* →今のトルコ人の *Kushang*、今の漢人の *Guohang*（古城）という「地名の由来の考察」(二)古城付近における古城址の存在、いわゆる「金満県残碑」の出土その他の「物的な証拠の確かさ」とくに(三)唐代の史書や地志にみえる「道里計測の一致」である。

終章の「東西交通史上における西ウィグル国」では、この研究の成果を概括し、従来のウィグル文化史やウィグル社会経済史の研究の結果を紹介したのち、「それほど高い文化的・経済的な能力をもつウィグル人が、それほど交通の便利な地点にあるビシュバリクを都として、それほどにも長いあいだ、当時の東西二つの世界の間には大きな国家をたもつていた」とすれば、それは「中世紀の東西交通史の研究に対して、まったく新しい視野をひらくものである」と本研究の成果を意義づけ、今後の研究が天山北麓の考古学的探検・発掘に期待せざるをえないことを述べ

て、結びとしている。

以上駆け足で本書の内容の一斑を紹介したが、それでもすでに割当てられた紙数を超過するありさまで、到底詳しい批評などを加える余裕はない。というよりは、史料の博搜ぶる余証の精緻さ、行論の豊かさなどに圧倒されて、詳しい批評などはできないというのが事実である。ただ、批評めかしい二三の読後感を述べることを許してもらえらるなら、差当つては次のようなことがらを挙げたいと思

う。その一つは文体についてである。くだけた口調や多くの批喩によつて、難しい内容が読み易くされていることは疑いない。しかし、それが果して本当に内容の理解を容易にしているかどうかは疑問である。ことに、余りにも現代的な批喩を多く用いていることは、本書のような永久的な性質をもつものにあつては、将来かえつて読者の理解を妨げる場合もでてくるのではないか。第二は、外国語の音写の不統一である。実際には、これはだれも完全には避けられない問題ではある。しかし、例えば漢字の場合には通じて可汗であるのに、大カーン・カガン・ハン・ハーン

などと書き分ける根拠は何処にあるのか。第三には、ウィグル族（回鶻）、もしくはトグズ・オグズ（九姓鉄勒）の活動を強調するあまり、かつての鉄勒や西突厥の存在ないしその影響が不当に過少評価されているのではないかということである。

(A5版 はしがき六頁、序章一八頁、本文五七三頁、終章一八頁、地図五葉、系図一、定価一〇〇〇円 堯文堂)

——羽田 明——

佐藤進一・池内義資編

中世法制史料集

第一巻 鎌倉幕府法

日本法制史は三浦周行博士や中田薫博士による輝やかしい伝統をもっている。それは社会経済史と相扶けて高次の日本社会史を形作るべき筈であった。然るに今や歴史家全般に法制史への漠然たる不信はただよい、「伝統的な官府の法律学および歴史学の非学問的性質をもっとも濃厚に継続した」ものという評価永原俊二氏「法史学の方法と課題」すら蒙っている。中世法制史に造詣の深い佐藤・池内両氏が收